

令和2年第2回定例会（9月議会）
福祉環境委員会
提出資料

令和2年9月17日
生活環境部

所管事項

◎生活環境部	
・ 令和2年度に策定を行う計画等について	・ ・ ・ ・ 1
◎県民生活課	
・ 第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画	・ ・ ・ ・ 2
◎環境管理課	
・ 第3次秋田県環境基本計画	・ ・ ・ ・ 3
◎温暖化対策課	
・ 第2次秋田県環境教育等に関する行動計画	・ ・ ・ ・ 4
◎環境整備課	
・ 第4次秋田県循環型社会形成推進基本計画	・ ・ ・ ・ 5
・ 第3次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画	・ ・ ・ ・ 6
◎生活衛生課	
・ 第3次秋田県動物愛護管理推進計画	・ ・ ・ ・ 7
・ 第4次秋田県食品の安全・安心に関する基本計画	・ ・ ・ ・ 8
◎自然保護課	
・ 秋田県生物多様性地域戦略	・ ・ ・ ・ 9

令和２年度に策定を行う計画等について

生活環境部

令和２年度をもって現行の計画期間が終了する各種計画等について、次期計画等の策定を行う。

第３期ふるさと秋田元気創造プラン

★：策定を行う計画等

基本政策２ 環境保全対策の推進

★環境基本計画（第２次：Ｈ２３～Ｒ２）

地球温暖化防止と循環型社会の形成

- ・地球温暖化対策推進計画（第２次：Ｈ２９～Ｒ１２）

★環境教育等に関する行動計画（第１次：Ｈ２６～Ｒ２）

★循環型社会形成推進基本計画（第３次：Ｈ２８～Ｒ２）

★海岸漂着物等対策推進地域計画（第２次：Ｈ２８～Ｒ２）

良好な環境と豊かな自然の保全

- ・八郎湖に係る湖沼水質保全計画（第３期：Ｒ元～Ｒ６）

★生物多様性地域戦略（新）

- ・鳥獣保護管理事業計画（第１２次：Ｈ２９～Ｒ３）

基本政策３ 安全・安心な生活環境の確保

犯罪や事故のない地域づくり

★犯罪被害者等支援基本計画（第３次：Ｈ２８～Ｒ２）

- ・交通安全計画（第１０次：Ｈ２８～Ｒ２） ※Ｒ３年度改定
- ・豪雪地帯対策基本計画（第３次：Ｈ３０～Ｒ４）
- ・消費者教育推進計画（第２次：Ｒ２～Ｒ６）

暮らしやすい生活環境の確保

★動物愛護管理推進計画（第２次：Ｈ２８～Ｒ７） ※Ｒ３年度改定

★食品の安全・安心に関する基本計画（第３次：Ｈ２８～Ｒ２）

★水道ビジョン（Ｈ２０～Ｒ２） ※令和元年１２月議会で策定方針を報告

（ ）内は現行の計画年度

1 計画名	第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画
2 根拠法令	犯罪被害者等基本法、秋田県犯罪被害者等支援条例
3 計画期間	令和3年度～7年度（5年間）
4 策定の趣旨	犯罪被害者等への支援体制の整備等を推進し、「必要なときに必要な場所で適切な支援を途切れなく受けられる社会」と「県民理解による、尊重と配慮がなされる安全安心な社会」の実現を図る。
5 現行計画での 主な成果と課題	○成果 ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの開設により、関係機関と連携した被害直後からの総合的な支援が可能となり、被害者の心身の負担軽減等が図られた。 ・県内全市町村において見舞金支給制度が導入され、被害者への経済的支援の強化が図られた。 ○課題 ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターに係る相談体制の強化 ・犯罪被害者等に対する県民理解の更なる促進 ・関係機関による犯罪被害者等に対する各種支援制度の周知促進
6 次期計画の 主な項目案	○損害回復・経済的支援 ・損害賠償請求等に関する周知 ・居住先の安定確保 ○精神的・身体的被害の回復・防止 ・保健医療サービス及び福祉サービスの充実 ・安全確保の充実 ○刑事手続への関与拡充 ・刑事手続への関与のための情報提供や体制の充実 ○支援体制等の整備充実 ・関係機関による総合的・横断的な支援活動の展開や情報提供の充実強化 ・犯罪被害者等の支援に係る研修の充実と人材の養成 ○県民の理解の増進 ・各種啓発による県民理解の増進 ・学校現場における犯罪被害者等支援に関する取組の充実
7 スケジュール	9月 犯罪被害者等及び一般県民に対するアンケート調査 11月 犯罪被害者等支援推進会議（第2回） 12月議会 計画素案の説明 12～1月 パブリックコメント 1月 犯罪被害者等支援推進会議（第3回） 2月議会 計画案の説明 3月 計画の策定・公表

1 計画名	第3次秋田県環境基本計画
2 根拠法令	秋田県環境基本条例
3 計画期間	令和3年度～12年度（10年間）
4 策定の趣旨	本県の豊かな自然環境を保全し、次世代に引き継いでいくため、本県の環境課題や国の基本計画等を踏まえ、環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る。
5 現行計画での 主な成果と課題	○成果 ・廃棄物の3Rや適正処理の推進により、廃棄物の最終処分量が減少した。 ・省エネの普及啓発活動や支援、再生可能エネルギー導入等により、温室効果ガス排出量が減少した。 ・環境教育・学習の推進により、県民の環境保全意識の醸成が図られた。 ○課題 ・温室効果ガスの一層の削減と気候変動への適応 ・海洋プラスチック汚染への対応 ・3大湖沼（十和田湖、八郎湖、田沢湖）の水質改善 ・SDGsの考え方を取り入れた環境保全対策の推進 ・地域循環共生圏を考慮した環境・経済・社会の統合的な向上 ・人口減少、高齢化社会に対応した多様な主体の協力やICTの活用促進
6 次期計画の 主な項目案	○自然と人との共存可能な社会の構築 ・多様な生態系の保全と自然環境の維持 ・農地、森林、沿岸域の環境保全機能の維持・向上 ○環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の形成 ・廃棄物の発生抑制と循環的利用、適正処理の推進 ・水環境の保全及び維持 ○地球環境保全への積極的な取組 ・気候変動対策の推進 ・海洋プラスチック汚染対策の推進 ○環境保全に向けての全ての主体の参加 ・環境教育、環境学習の推進 ・環境に配慮した自主的行動の推進
7 スケジュール	10月 計画策定委員会（第2回） 12月議会 計画素案の説明 12～1月 パブリックコメント 1月 計画策定委員会（第3回） 2月議会 計画案の説明 3月 環境審議会答申 計画の策定・公表

1 計画名	第2次秋田県環境教育等に関する行動計画
2 根拠法令	環境教育等促進法
3 計画期間	令和3年度～12年度（10年間）
4 策定の趣旨	環境教育や環境保全活動等を推進し、持続可能な社会づくりに主体的に参加できる人材の育成等を図る。
5 現行計画での 主な成果と課題	○成果 ・身の回りから地球規模までの幅広い環境問題について県民自ら学ぶ「環境あきた県民塾」を開催し、環境を大切にする意識の醸成が図られた。 環境あきた県民塾受講者数（累計）：（H24）886人→（R元）1,186人 ・学校や民間団体等と連携して「あきたエコ&リサイクルフェスティバル」を開催するなど環境保全活動の啓発を行い、協働取組事例が増加した。 協働取組の事例数：（H24）21事例 →（R元）35事例 ○課題 ・学校での教育課題増加等による環境学習事業への参加校（者）減少への対応 こどもエコクラブ会員数：（H24）3,990人 →（R元）2,862人 ・自然体験や社会体験などの体験活動の一層の充実 ・環境教育を担う人材の減少による地域活動の縮小への対応
6 次期計画の 主な項目案	○環境学習の機会・場づくり ・少子化を前提とした環境学習の機会や場の維持 ・提供される学習内容の維持・改善 ○人材の育成・活用 ・環境教育を担う人材の維持確保 ○教材の整備・活用 ・民間団体の提供する魅力ある学習プログラムや教材の周知・活用 ○情報の発信・提供 ・地域で実施されている環境保全活動の周知、優れた取組の顕彰 ○各主体の連携・協働の取組の推進 ・環境保全の視点を加えた新たな主体の参加による地域課題の統合的な解決の推進
7 スケジュール	11月 環境教育等推進協議会（第3回） 12月議会 計画素案の説明 12～1月 パブリックコメント 2月議会 計画案の説明 2月 環境教育等推進協議会（第4回） 3月 計画の策定・公表

1 計画名	第4次秋田県循環型社会形成推進基本計画
2 根拠法令	循環型社会形成推進基本法、廃棄物処理法
3 計画期間	令和3年度～7年度（5年間）
4 策定の趣旨	循環型社会の形成や廃棄物の3Rの取組等を推進し、「全員参加で環境と経済が好循環した持続可能な社会の構築」を図る。
5 現行計画での 主な成果と課題	○成果 ・廃棄物減量化セミナーの開催、環境・リサイクル産業集積支援事業の実施、不法投棄未然防止の普及啓発などの取組により、廃棄物の3Rや適正処理の推進が図られ、最終処分量が減少した。 - 一般廃棄物最終処分量：(H25) 38千t → (H30) 32千t - 産業廃棄物 〃 : (H26) 297千t → (H30) 271千t ○課題 ・県民1人1日当たりのごみ排出量の一層の削減 (H25) 1,002g/人・日 → (H30) 989g/人・日 ・産業廃棄物の排出量増加への対応 (H26) 2,197千t → (H30) 2,485千t ・予測を超えた人口減少への対応 ・海洋汚染の一因となるプラスチックごみ対策 ・食品ロス対策 ・頻発化・激甚化する災害への対応 ・新たな視点の導入（SDGs、地域循環共生圏の形成）
6 次期計画の 主な項目案	○家庭における環境を意識した行動の定着 ・エシカル消費の推進及び環境に関する教育や学習等の推進 ○事業活動における環境配慮の取組の促進 ・事業所における3Rの取組の推進 ○廃棄物適正処理体制の確保と未利用資源の活用 ・将来の廃棄物処理を担う人材の育成 ・新たな循環資源の創出 ○協働による課題への統合的な取組 ・プラスチックごみ対策や食品ロス対策の推進 ・災害廃棄物処理体制の強化
7 スケジュール	5～11月 物質フロー調査 11月 有識者検討会（第2回） 12月議会 計画素案の説明 12～1月 パブリックコメント、市町村意見照会 1月 有識者検討会（第3回） 2月議会 計画案の説明 3月 環境審議会環境保全部会諮問・答申 計画の策定・公表

1 計画名	第3次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画
2 根拠法令	海岸漂着物処理推進法
3 計画期間	令和3年度～7年度（5年間）
4 策定の趣旨	海岸漂着物等の円滑な処理や発生抑制対策等を推進し、「海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全」を図る。
5 現行計画での 主な成果と課題	○成果 ・海岸漂着物の回収・処理を実施し、海岸における良好な景観及び環境の保全が図られた。 ・GPS搭載フロートの放流によるごみの流下動向調査やスポーツとごみ拾いを融合したイベントの開催などの取組により、海岸の環境に関する県民の意識が向上し、「海岸漂着物等」への認知度が高まった。 県民意識調査における認知度：(H28)74.1% → (R2)79.2% ○課題 ・依然として発生する多くの海岸漂着物等への対応 ・内陸部での海岸漂着物に対する認知度の向上 ・海洋プラスチックごみへの対応
6 次期計画の 主な項目案	○海岸漂着物等の円滑な処理の推進 ・重点区域等における円滑な処理体制の構築 ・漂流ごみ、海底ごみの円滑な処理体制の構築 ○海岸漂着物等の効果的な発生抑制対策の推進 ・海岸漂着ごみ組成調査による実態の把握 ・ごみの適正処理・3Rの推進 ・不法投棄・不適正処理防止のための監視活動の実施 ・身近な地域での自主的なクリーンアップ活動の継続 ○環境教育及び普及啓発の推進 ・海洋プラスチックごみや海岸漂着物等に関する普及啓発のための環境教育の推進 ・イベントや広報媒体を活用した情報の発信 ○多様な主体の適切な役割分担と連携確保の推進 ・海岸漂着物推進協議会での情報交換等 ・海岸管理者、市町村、漁業関係者など多様な主体の役割分担と連携確保
7 スケジュール	1 1月 海岸漂着対策推進協議会（第3回） 1 2月議会 計画素案の説明 1 2～1月 パブリックコメント 2月議会 計画案の説明 3月 計画の策定・公表

1 計画名	第3次秋田県動物愛護管理推進計画
2 根拠法令	動物愛護管理法
3 計画期間	令和3年度～12年度（10年間）
4 策定の趣旨	動物の適正飼養や動物愛護思想の普及啓発等を推進し、「人と動物が調和しつつ共生する社会の形成」を図る。
5 現行計画での 主な成果と課題	○成果 ・「命を大切にする心を育む教室」の開催等により、適正飼養・終生飼養の意識醸成が図られた。 ・動物愛護センターを拠点に動物愛護の情報発信を推進し、県民の動物愛護意識が高まった。 犬猫の譲渡頭数：(H26) 42 頭 → (R 元) 385 頭 犬猫の殺処分数：(H26) 920 頭 → (R 元) 385 頭 ○課題 ・猫の収容頭数の増加への対応 ・殺処分頭数減少に向けた取組の推進 ・猫に関する苦情件数の増加への対応 ・動物愛護センターを拠点とした情報発信に係る役割の強化
6 次期計画の 主な項目案	○動物の生命を尊び慈しむ心を養う ・普及啓発、多様な主体との相互理解の醸成 ○動物の正しい飼い方とふれあい方法を学ぶ ・適正飼養の推進による動物の健康・安全確保と返還・譲渡促進 ・周辺の生活環境の保全と動物による危害の防止 ・所有明示（個体識別）措置の推進 ・動物取扱業の適正化 ・実験動物や産業動物の適正な取扱いの推進 ○人と動物、動物を介して人と人が楽しく交流する ・動物愛護センターを中心とした交流の場の提供
7 スケジュール	1 1 月 ワーキンググループ 動物愛護管理推進協議会（第2回） 2 月議会 計画素案の説明 （令和3年度） 4～6 月 市町村等意見照会 5 月 動物愛護管理推進協議会（第3回） 7～8 月 パブリックコメント 9 月議会 計画案の説明 10 月 計画の策定・公表

1 計画名	第4次秋田県食品の安全・安心に関する基本計画
2 根拠法令	秋田県食品の安全・安心に関する条例
3 計画期間	令和3年度～7年度（5年間）
4 策定の趣旨	食品関連事業者における高度な衛生管理手法の導入等を推進し、食品の安全性及び食品に対する消費者の信頼性の確保を図る。
5 現行計画での 主な成果と課題	○成果 ・衛生管理講習会の実施やPRチラシの配布などの取組により、県版HACCP認証件数が増加した。 ・食品表示110番の設置や食品表示合同調査の実施により食品販売施設の監視指導に努め、食品表示の適正化が図られた。 ○課題 ・テイクアウトやデリバリー需要の増加に伴う食中毒対策の徹底 ・HACCPに沿った衛生管理指導の徹底
6 次期計画の 主な項目案	○生産から消費に至る食品の安全性の確保 ・生産段階における安全性の確保 ・製造・加工段階における安全性の確保 ・流通・販売段階における安全性の確保 ・消費段階における安全性の確保 ○食品に関する正確な情報の提供 ・食品表示の適正化の推進 ・トレーサビリティシステムの構築 ・健康影響に関する情報の提供 ○生産者、食品関連事業者、消費者の相互理解・信頼関係の確立 ・情報の共有・相互理解の推進 ・食育の推進 ・地産地消の推進 ・認証制度の普及
7 スケジュール	11月 食品安全推進委員会 12月議会 計画素案の説明 12～1月 パブリックコメント 2月議会 計画案の説明 3月 計画の策定・公表

1 計画名	秋田県生物多様性地域戦略（新規）
2 根拠法令	生物多様性基本法
3 計画期間	令和3年度～12年度（10年間）
4 策定の趣旨	多様な生態系や野生動植物の保護等の取組を推進し、本県における生物多様性の保全及び持続可能な利用を図る。
5 現状と課題	○現状 ・本県は森林、湿原、河川、湖沼など豊かな自然環境に恵まれ、多様な植生・植物相と共に数多くの野生生物が生息している。 ○課題 ・生息環境の変化により絶滅が危惧される生物の保護対策 ・生物多様性の保全に向けた取組の推進
6 計画の主な項目案	○多様な生態系及び野生動植物の保護 ・森林、河川、耕地、沿岸域など生物多様性に配慮した事業の推進 ○野生鳥獣の適切な保護・管理及び里地里山の整備 ・人と野生動物の棲み分けに必要な里地里山の機能回復への支援 ・人身事故や農作物被害を防ぐため鳥獣保護管理計画に基づく適切な対策の推進 ○外来種による在来種や生態系への悪影響の防止 ・関係機関と連携した駆除対策 ・外来種に対する県民の意識改革を図るための普及啓発活動の実施 ○生物多様性の重要性の周知 ・県民一人ひとりの理解と協力を得るための普及啓発活動の実施 ・環境学習や環境教育の推進
7 スケジュール	10月 環境審議会自然環境部会（第3回） 12月議会 計画素案の説明 12～1月 パブリックコメント 2月議会 計画案の説明 3月 環境審議会自然環境部会（第4回） 計画の策定・公表